

田 辺 市 防 災 対 策
ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム

平成 2 1 年 1 0 月

田 辺 市

目 次

第1	アクションプログラム策定の背景	1
1	大規模地震発生のおそれ	1
2	一般災害発生のおそれ	3
3	アクションプログラムの必要性	5
第2	アクションプログラムの基本的な考え方	6
1	目的	6
2	基本理念	6
3	アクションプログラムの位置付け	6
4	減災目標	6
5	計画期間	7
6	アクションプログラムの体系	7
7	アクション項目の分類	8
8	推進体制	9
9	アクション項目の体系表	10
第3	アクション項目一覧表	11
	基本目標1 防災力向上のためのまちづくり・人づくり	11
	施策の柱1 津波対策の推進	11
	施策の柱2 洪水対策の推進	13
	施策の柱3 土砂災害対策の推進	14
	施策の柱4 建築物等の耐震化と災害に強いまちづくりの推進	15
	施策の柱5 防災意識の高揚	19
	施策の柱6 地域の防災体制づくりの推進	21
	施策の柱7 行政の防災体制の強化推進	23
	基本目標2 災害時に迅速・適切に対応する体制づくり	26
	施策の柱8 災害応急対策の整備推進	26
	施策の柱9 被災後の生活支援体制の充実	29
	基本目標3 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり	33
	施策の柱10 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり	33
第4	用語解説	34

第1 アクションプログラム策定の背景

1 大規模地震発生のおそれ

大規模地震発生のおそれ

本市は過去、約90年から150年周期で繰り返し発生している海溝型大地震により、大きな被害に見舞われてきました。

昭和南海地震が1946年(昭和21年)に発生してから60年余りが経過した今日、政府の地震調査研究推進本部によると、今後30年以内の発生確率(算定基準日:平成21年1月1日)は、静岡県沖を震源とする東海地震が87パーセント(参考値)、浜名湖から紀伊半島沖までを震源とする東南海地震が60~70パーセント、紀伊半島沖から四国沖までを震源域とする南海地震が50~60パーセントと、非常に高い値となっています。

また、これら3つの地震は、過去の地震記録等によれば、連動して発生する可能性が高いとされています。

一方、近年、能登半島地震(平成19年3月)、新潟県中越沖地震(平成19年7月)、岩手・宮城内陸地震(平成20年7月)と、最大震度6強を観測する地震が頻発しており、それぞれ大きな被害が発生しています。

阪神・淡路大震災(平成7年1月)の発生以降、日本は地震の活動期に入ったという専門家の指摘もあり、大地震は、いつどこで発生しても不思議ではない状況にあるといえます。

想定される地震と被害の状況

和歌山県地震被害想定調査報告書(平成18年3月)では、和歌山県に大きな影響を及ぼす可能性のある地震として、「東海・東南海・南海地震(同時発生)」、「中央構造線による地震」、「田辺市内陸直下の地震」の3つの地震が想定されています。

和歌山県地震被害想定調査報告書における想定地震

想定地震	地震の規模 (マグニチュード)	震源断層の位置	震源断層の深さ
東海・東南海・南海地震	8.6相当	駿河トラフ~南海トラフ	約10~30km
中央構造線による地震	8.0相当	中央構造線(淡路島南沖 ~和歌山・奈良県境付近)	4~14km
田辺市内陸直下の地震	6.9相当	旧田辺市~旧本宮町	4~12.6km

本市に影響を及ぼすとされる3つの地震の中で、被害が最も大きくなるとされる東海・東南海・南海地震による被害は、人的被害が死者数 1,110 人～1,260 人、負傷者数が 1,201 人～1,715 人、地震動による建物の全壊が 17,132 棟に上ると予測されています。

和歌山県地震被害想定調査報告書概要（田辺市の被害想定）

項目		東海・東南海・南海地震 同時発生	中央構造線の地震	田辺市内陸直下の 地震
前提	地震の規模	M8.6	M8.0	M6.9
	季節及び時間	冬5時、冬18時、夏12時のうち最大値と最小値を表示。		
想定震度		5強～7	4以下～6強	4以下～6強
建物被害	全壊・焼失数(注)	19,927 棟～29,627 棟	1,099 棟～1,184 棟	618 棟～677 棟
	揺れ	17,132 棟	985 棟	529 棟
	液状化	419 棟	79 棟	53 棟
	がけ崩れ	68 棟	16 棟	26 棟
	津波	4,018 棟	-	-
	火災	150 棟～21,923 棟	20 棟～110 棟	10 棟～70 棟
人的被害	死者数(注)	1,110 人～1,260 人	61 人～65 人	33 人～36 人
	建物倒壊	871 人～1,071 人	59 人～63 人	30 人～33 人
	津波	183 人～231 人	-	-
	がけ崩れ	6 人～7 人	1 人～2 人	2 人～3 人
	火災	2 人～140 人	0 人～1 人	0 人～1 人
	負傷者数	1,201 人～1,715 人	293 人～322 人	203 人～227 人
交通輸送 施設被害	道路施設(箇所数)	172 箇所	70 箇所	80 箇所
	鉄道施設(箇所数)	47 箇所	15 箇所	11 箇所
生活支障	断水人口 (地震直後)	75,037 人	20,003 人	9,881 人
	停電人口 (地震直後)	82,507 人	71,053 人	41,254 人～ 45,171 人
	一般電話機能 支障人口	70,984 人	2,618 人～ 4,005 人	2,542 人～ 3,335 人
	ピーク時避難所 生活者数	33,230 人～ 37,468 人	8,172 人～ 8,231 人	4,584 人～ 4,633 人
	帰宅困難者数	0～3,814 人	0～3,814 人	0～3,814 人

出典：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

(注) 重複処理を行っているため、要因別の合計とは一致しない。

2 一般災害発生のおそれ

風水害発生のおそれ

本市の市街地地域は、氾濫原や三角州などの堆積平野が分布する左会津川、右会津川の河口部を中心として発達しています。

また、中山間地域では、河川沿いのわずかにみられる低地に集落が立地しています。

このような地理的条件の上に、台風常襲地域でもあることから、本市は台風や集中豪雨による高潮や河川氾濫等の風水害が比較的発生しやすい条件にあるといえます。

一方、本市は約 33.5km の海岸線を有するという地理的条件から、特に台風による高波・高潮が比較的発生しやすい状況にあり、平成 16 年 10 月には台風 23 号による高波で目良団地が浸水による大きな被害を受けました。

想定される洪水の規模

平成 17 年の水防法改正により、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定された左会津川及び熊野川（本宮地区）の浸水想定区域指定の際に和歌山県が用いた計算条件及び想定被害は次のとおりです。

和歌山県が浸水想定区域を設定する際に用いた計算条件及び想定被害

河川名	洪水の規模	浸水面積	床上浸水	床下浸水	浸水区域内人口	備考
左会津川	概ね 1 回 / 50 年程度	607ha	1,480 戸	1,644 戸	7,789 人	
熊野川 (本宮地区)	既往最大	184ha	443 戸	15 戸	1,057 人	S34.9 伊勢湾台風

土砂災害発生のおそれ

近年の市街地周辺部への人口増加や土地利用の多様化が進む中、本市においても山麓等への危険性が高い居住地域が増加する傾向にあります。

また、山地で構成される地域においては、一般に斜面や溪流からの様々な土砂災害に対する危険性が高く、大半の集落が川沿いの狭小な谷底平野や河岸段丘に散在しており、背後に斜面がせまっているなど、土砂災害が発生しやすい条件にあります。

土砂災害に関連する区域指定等

区 分	意 味
土石流危険渓流	<p>山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって落下する自然現象で、人家に被害を及ぼすおそれのある溪流。</p> <p>田辺市においては 863 箇所がある。</p>
急傾斜地崩壊危険箇所	<p>傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、雨や地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる自然現象で、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所。</p> <p>田辺市においては 2,026 箇所がある。</p>
地すべり危険箇所	<p>土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象で、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所。</p> <p>田辺市においては 84 箇所がある。</p>
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」によって定められる区域で、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害の発生するおそれがある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、特定の開発行為に対する許可制などのソフト対策を推進しようとするもの。</p> <p>平成 21 年 9 月現在、田辺市内で土砂災害警戒区域は 36 箇所（うち土砂災害特別警戒区域 36 箇所）が指定されており、今後も基礎調査及び住民への説明会を実施の上、順次指定が行われる予定である。</p>

箇所数は田辺市地域防災計画（平成 20 年度修正）による（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を除く）。

3 アクションプログラムの必要性

政府は、平成17年3月30日開催の中央防災会議において、東南海・南海地震の「地震防災戦略」を決定しました。この地震防災戦略では今後10年間で死者数、経済被害額を半減するという減災目標が示されるとともに、「減災目標」の達成に必要となる事項毎の達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等を定めた「具体目標」等が定められています。

減災目標を達成するためには、国はもとより、地方公共団体、関係機関、住民が一体となった取組が不可欠です。そのため、東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体は、地震防災戦略を踏まえた「地域目標」を定めることが要請されています。

こうしたことから、和歌山県では、県の地域目標として、東海・東南海・南海地震などの大規模災害の死者を今後10年間で半減する（平成27年度末までに想定死者数約5,000人を約2,500人にする）ことを目標とする「和歌山県地震防災対策アクションプログラム（改訂版）」を平成19年3月に策定・公表したところです。

一方で、沿岸部から内陸部まで広大な市域を抱える本市は、台風、梅雨前線による豪雨等に伴う洪水や高潮などの風水害や土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害への対応も重要な課題となっています。

これらを背景に、現在、本市では、「田辺市地域防災計画」を基本として、各種防災対策を推進しているところですが、地域防災計画の内容を体系化し、各施策を講じていくうえでの達成目標を設定することにより、地域防災計画の実効性を高め、全庁的に速やかに具体的な防災対策を進めていくとともに、県、市、関係機関及び市民が力を合わせて防災対策に取り組むことにより、「災害に強いまちづくり」の推進を図るため、「田辺市防災対策アクションプログラム」を策定するものです。

第2 アクションプログラムの基本的な考え方

1 目的

東海・東南海・南海地震等の地震災害や、風水害、土砂災害などの災害に備え、これらによる被害を最小限にすることを目的として、田辺市地域防災計画を基本に、今後、市として取り組むべき施策を体系化した行動計画として策定するものです。

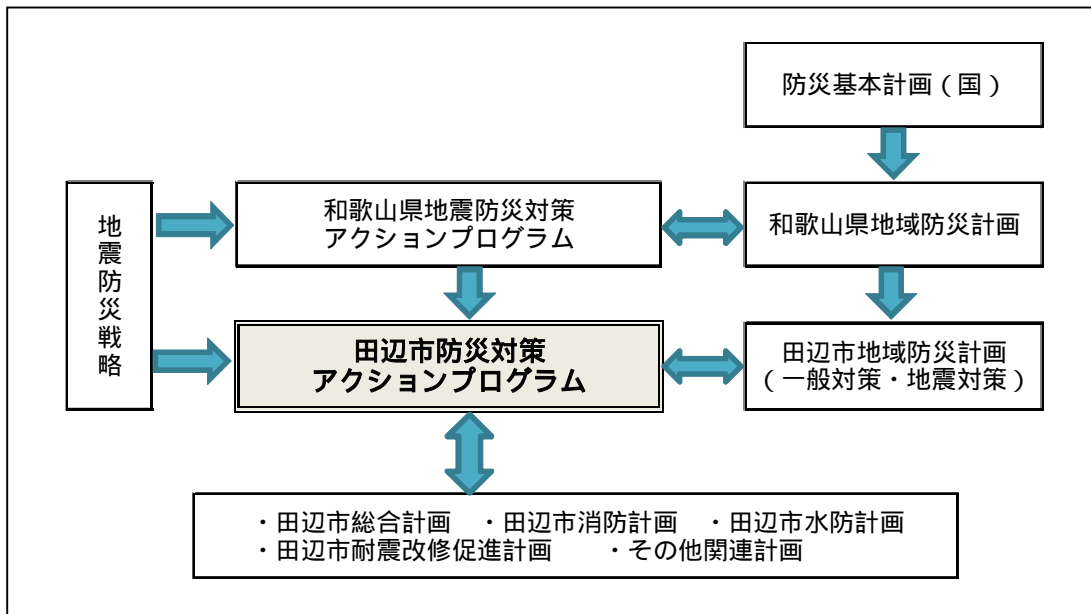
2 基本理念

「自助」「共助」「公助」が協働して防災対策を推進することにより、安全で住みよいまちづくりを目指します。

3 アクションプログラムの位置付け

このアクションプログラムは、田辺市地域防災計画に基づき実施する施策のうち、平成27年度末までに重点的に取り組む事業の行動計画です。

国の地域防災戦略及び和歌山県地震防災アクションプログラム並びに田辺市総合計画その他関連計画と整合を図りながら事業を展開します。



4 減災目標

平成27年度末までに本市が目指すべき減災目標は、地震災害に対しては国の地震防災戦略の考え方（今後10年間で東南海・南海地震の死者数を半減）及び和歌山県地震防災対策アクションプログラムにおける目標（東海・東南海・南海地震などの大規模災害の死者を今

後10年間で半減)を基本とするとともに、これに風水害・土砂災害に対する減災目標を加えた、次のとおりとします。

【減災目標】

平成27年度末までに

- ・東海・東南海・南海地震などの大規模地震による人的被害を半減する。
- ・風水害及び土砂災害による人的被害を0にする。

5 計画期間

平成21年度から平成27年度までの7箇年とします。

6 アクションプログラムの体系

基本目標

減災目標を推進するための3つの基本目標を設定します。

このアクションプログラムでは、田辺市地域防災計画の大きな3つの区分(1.災害予防、2.災害応急対策、3.災害復旧・復興)に従う形で3つの基本目標を設定しています。

【基本目標】

1. 防災力向上のためのまちづくり・人づくり
2. 災害時に迅速・適切に対応する体制づくり
3. 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり

施策の柱

基本目標を推進するため、10の施策の柱を設定します。

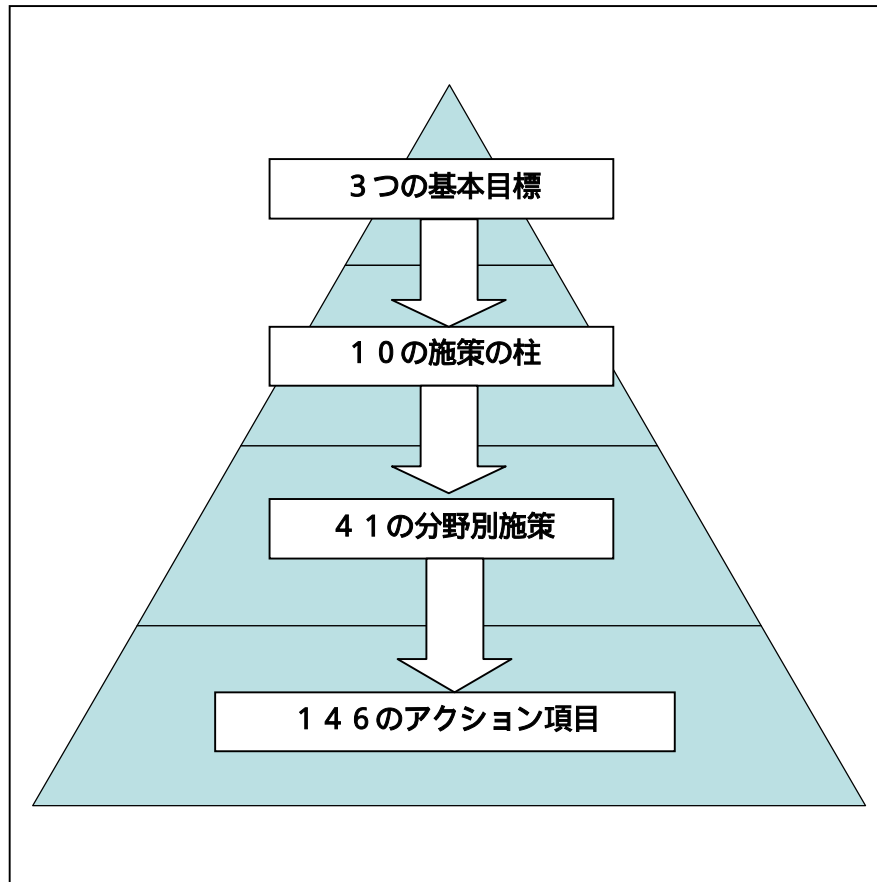
分野別施策

施策の柱を推進するため、41の分野別施策を設定します。

アクション項目

分野別施策を推進するため、146のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課室等を設定します。

田辺市防災対策アクションプログラムの体系図



7 アクション項目の分類

実施期間

アクションには「短期」「中期」「長期」のいずれかの実施期間を設定しました。
担当課室等はこれらの期間を目標として、アクションを推進します。

短期・・・・・・・・概ね1～2年で完了又は集中実施するもの。

啓発・教育・訓練等繰り返し行うもの

連携強化 マニュアル・指針・計画の策定など

中期・・・・・・・・概ね4年程度で完了するもの。

システム整備 施設整備など

長期・・・・・・・・5年後以降も継続的に実施するもの。

建築物の耐震化 基盤整備など

実施主体

大規模な災害が発生した場合には、行政だけで全ての災害対応を行うことは困難あり、
自助（市民や企業自らの取組）・共助（自主防災組織や隣近所同士の取組）・公助（県や市など行政の取組）が協働して防災対策を行っていくことが重要です。

このアクションプログラムでは、アクション項目毎に、次のとおり実施主体を分類しています。

市（教育委員会、消防本部含む）

県（教育委員会、警察本部含む）

国（地方支分局、自衛隊等を含む）

社会福祉協議会

防災関係機関（各医療機関・医師会等の公共的機関、通信・電気・輸送等の公益的
事業を営む法人等）

住民

自主防災組織

自治組織（町内会、自治会等）

その他

市の役割

このアクションプログラムでは、アクション項目毎に市が果たすべき役割を次のとおり分類しています。

直接・・・市が直接実施。

支援・・・他の実施主体が行う対策に対する人的・財政支援、情報や資料の提供等。

助言・・・他の実施主体が行う対策に対する助言等。

主担当課室

市におけるアクションの担当課室を記載しています。

8 推進体制

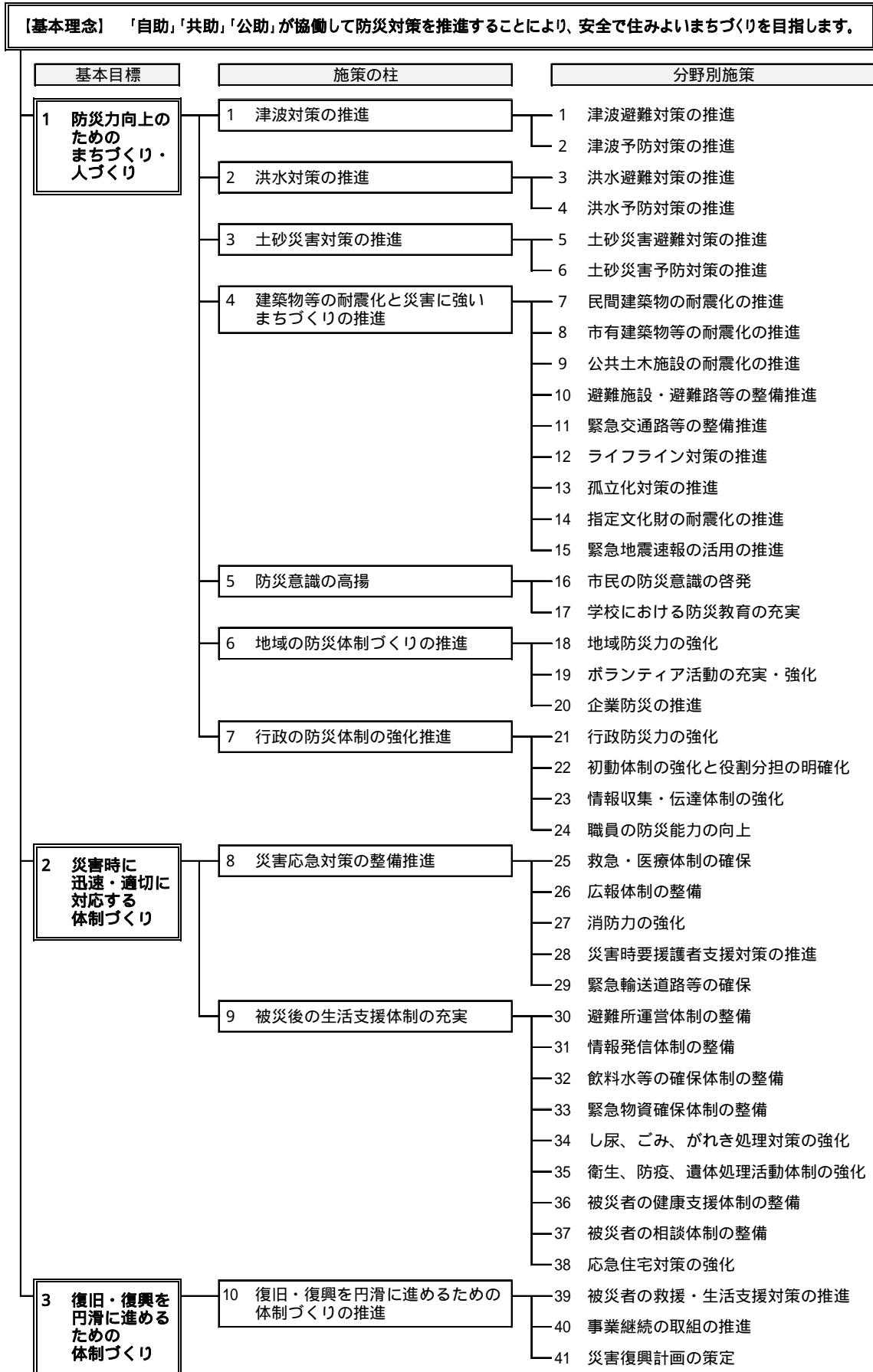
推進員の配置

このアクションプログラムの実効性を確保するため、関係各課にアクションプログラムの推進員を置き、各アクションの進行管理を行います。

アクションの修正

計画期間中に新たなアクションが必要となった場合や、進捗状況によりアクションの見直しが必要となった場合は適宜修正を行います。

9 アクションプログラムの体系表



第3 アクション項目一覧表

基本目標 1 防災力向上のためのまちづくり・人づくり

施策の柱 1 津波対策の推進

東南海・南海地震など、海溝型地震の特徴である津波被害の軽減を図るため、津波からの避難対策を推進するとともに、ハード対策による津波による被害軽減を図ります。

分野別施策 1 津波避難対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
1 津波避難訓練の実施	短期	市 自治組織 自主防災組織	防災対策室	4県（和歌山・三重・徳島・高知）合同の津波避難訓練実施日に合わせて、津波被害の危険性のある沿岸町内会を対象とした訓練を毎年実施する。
2 津波避難困難地域解消のための事業の実施	長期	市	防災対策室	津波避難困難地域として抽出した5地区のうち、まだ対策が進んでいない江川、名喜里、跡之浦、内之浦の4地区について、津波避難施設や避難路などの整備等を実施することにより、その解消を図る。
3 津波避難ビルの指定及び暫定的津波避難ビルの設定推進	短期	市 自治組織 自主防災組織	防災対策室	津波浸水域における津波避難ビルの必要性について検証し、必要があれば津波避難ビル又は暫定的緊急津波避難ビルの設定を図る。
4 災害時要援護者の津波からの避難体制の確立	短期	市 自治組織 自主防災組織	防災対策室 福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課	災害時要援護者に対する津波からの避難行動の補助や情報伝達が迅速に行えるよう、町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、地域での避難誘導体制づくりを進める。
5 田辺市津波避難計画の作成	短期	市	防災対策室	津波発生が予想される海溝型の地震が発生してから、津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民の生命及び身体の安全を確保するための対策をまとめた田辺市津波避難計画を平成22年度までに作成する。

分野別施策 2 津波予防対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
6 海岸保全施設の機能点検の実施	短期	市 県	管理課 水産課	堤防、護岸、樋門など既存の海岸保全施設は基本的に高潮対策を目的に整備してきているが、津波に対しても一定の防護効果があるため、これらの既存施設が津波発生時にも防護機能を最大限発揮できるよう、県と連携して海岸保全施設の機能点検の強化と改善方法の検討を行う。
7 海岸保全施設の機能強化	長期	市 県	土木課	海岸保全施設の耐震調査等結果を踏まえ、県に対し補強の必要な海岸保全施設の機能強化のための要望を行う。
8 河川堤防の整備推進	長期	市 県	土木課	県に対し、河川堤防の整備推進の要望を行う。
9 漁港での地震津波防護	長期	市 県	水産課	関係機関に対し、漁港施設（防波堤、護岸等）の整備及び耐震化を推進するための要望を行う。
10 水門・樋門の遠隔操作・自動化の推進（県管理分）	長期	県 市	管理課	既設の水門・樋門（県管理分）で手動操作となっているものについて、県に対し遠隔操作・自動化・集中管理できる施設の整備を要望する。
11 水門・樋門の遠隔操作・自動化の推進（市管理分）	長期	市	農業振興課	既設の水門・樋門のうち、手動操作となっている3箇所について、遠隔操作・自動化・集中管理できる施設への改修を検討する。 必要があれば平成27年度末までに100%の改修を目指す。
12 津波一時避難場所の設定推進	短期	市 自主防災組織	防災対策室	自主防災組織、町内会等で検討する、津波からの一時避難場所の設定の推進を図る。
13 津波避難路としての活用も考慮した市道の整備	長期	市	土木課 防災対策室	市道の整備に当たっては、津波避難路としての活用も考慮に入れて実施する。

14	自主防災組織による津波避難路の整備推進	長期	自主防災組織	防災対策室	自主防災組織が実施する比較的小規模な津波避難路の整備に対して、「田辺市自主防災組織育成事業等補助金」による支援を行う。
15	市民や観光客が津波から円滑に避難できる方策の検討及び構築	長期	市	防災対策室	現在設置している海拔表示板や津波避難誘導灯等に加え、市民や観光客が津波から円滑に避難できる対策を検討し、実施する。

施策の柱 2 洪水対策の推進

台風や集中豪雨などによる洪水に備えるため、洪水からの避難体制の確立を図るとともに、河川等の適切な維持管理等による洪水予防対策の推進を図ります。

分野別施策 3 洪水避難対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
16 市民等に対する洪水に関する情報や避難方法の伝達体制の充実	短期	市	防災対策室 管理課 行政局総務課 行政局産業建設課 警防室	気象予警報や水防警報等の河川情報、流域の雨量や水位情報等の洪水に関する情報を迅速に把握し、リアルタイムで関係機関や市民に提供する情報伝達体制の充実を図る。
17 地域における洪水からの警戒避難体制の整備	短期	市 自治組織 自主防災組織	防災対策室 管理課 行政局総務課 行政局産業建設課 警防室	災害時に迅速な避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令及び伝達を行い、的確な避難誘導等を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、避難体制の確立を図る。

分野別施策 4 洪水予防対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
18 河川・排水路の整備と維持管理	長期	県 市	管理課 行政局産業建設課	堤防や護岸等の改築・改良について県に対し要望を行うとともに、排水路・ポンプ場等の整備及び適切な維持管理を行う。

施策の柱3 土砂災害対策の推進

土石流・崖崩れ・地すべりといった土砂災害に備えるため、避難体制の確立を図るとともに、土砂災害対策について県に要望を行うことにより、土砂災害対策の推進を図ります。

分野別施策5 土砂災害避難対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
19 市民等に対する土砂災害に関する情報や避難方法の伝達体制の充実	短期	市	防災対策室 土木課 行政局総務課 行政局産業建設課 警防室	気象予警報、土砂災害警戒情報、雨量情報等の土砂災害に関する情報を把握し、提供する情報の検討と関係機関や市民に迅速に通報できる体制の充実に図る。
20 地域における土砂災害からの警戒避難体制の確立	長期	市 自治組織 自主防災組織	防災対策室 土木課 行政局総務課 行政局産業建設課 警防室	災害時に迅速な避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令及び伝達を行い、的確な避難誘導等を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、避難体制の確立を図る。
21 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定のための説明会開催	長期	市	土木課 行政局産業建設課	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定のために、県が実施する地元説明会を開催する。

分野別施策6 土砂災害予防対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
22 土砂災害相互通報システムの広報・周知	短期	市	土木課 行政局産業建設課	県が整備し、平成19年度から稼働を行っている土砂災害情報相互システムの活用方法について、市ホームページや広報紙を通じて広報・周知する。
23 急傾斜地崩壊防止対策の推進	長期	県 国 市	土木課 行政局産業建設課	緊急性・経済性等を考慮しながら、急傾斜地崩壊危険区域の指定拡大及び危険性の高い急傾斜地の崩壊防止事業の推進を国及び県に対し要望する。
24 土石流対策の推進	長期	県 国 市	土木課 行政局産業建設課	土石流危険渓流に関する砂防事業について、国及び県に対し推進を要望する。
25 地すべり対策の推進	長期	県 国 市	土木課 行政局産業建設課	緊急性・経済性等を考慮しながら、地すべり防止区域の指定拡大及び危険性の高い区域の地すべり防止事業の推進を国及び県に要望する。

26	治山対策の推進	長期	県 市	山村林業課 行政局産業建設課	崩壊土砂流出危険地区及び、山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区等の現地確認を県・市において実施し、危険度の高い地区を選定の上、県治山事業採択に向けて要望を積極的に行う。 5ヶ年間に5箇所以上の新規採択を図るとともに、年8箇所程度の事業実施を目指す。
----	---------	----	--------	-------------------	--

施策の柱 4 建築物等の耐震化と災害に強いまちづくりの推進

民間建築物や市有建築物の耐震化、公共土木施設等の耐震化を図るとともに、ライフライン対策等の推進を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進します。

分野別施策 7 民間建築物の耐震化の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
27 耐震相談窓口の設置	短期	市 県	計画課 行政局産業建設課	市民からの耐震診断、耐震改修等に関する相談窓口を設置する。
28 耐震化に関する啓発の強化	短期	市	計画課 行政局産業建設課	市のホームページや広報紙・パンフレットの作成と配布、学習会等による耐震化推進の啓発活動強化を図る。 町内会単位等で実施している耐震勉強会への参加者について、現状(対象世帯の1割程度)から3割程度への引き上げを目指す。
29 木造住宅の耐震診断の推進(田辺市木造住宅耐震診断)	短期	市 住民	計画課 行政局産業建設課	昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者に対し、制度の周知を強化するとともに、耐震診断の募集を行い、木造住宅耐震診断士による耐震診断を実施する。 田辺市耐震改修計画における「平成27年度末までに住宅耐震化率を80%以上に引き上げる」という目標を達成するため、制度の周知等を強化する。
30 木造住宅の耐震改修の推進(田辺市きのくに木造住宅耐震改修補助金交付事業)	短期	市 住民	計画課 行政局産業建設課	耐震診断の結果、耐震性の不足する住宅の所有者に対して、助成を行うとともに、助成制度の周知等を強化し、耐震改修を推進する。 田辺市耐震改修促進計画に基づき、平成17年度の住宅耐震化率56.1%を平成27年度末までに80%以上に引き上げる(約2,190棟の耐震改修目標)。

31	安心して耐震化ができる環境整備	短期	市 県	計画課 行政局産業建設課	建築物所有者が安心して耐震診断・改修を行うことができるよう、耐震相談体制の整備・充実、専門家の紹介体制の整備、インターネットによる情報提供の充実、本市の住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及、利用者のニーズに応じた耐震補強の推進を図る。
32	耐震化を図るための支援策の周知	短期	市 県	計画課 行政局産業建設課	木造住宅に対する助成制度、住宅ローン減税、病院に対する助成制度、事業用建築物に係る耐震改修促進税制や融資制度の活用等の制度の周知を図る。
33	地震発生に備えた建築物の総合的な安全対策	短期	市 県	計画課 行政局産業建設課	ブロック塀の倒壊対策、窓ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等の総合的な安全対策についての啓発の強化や指導の徹底を図る。
34	特定建築物の耐震化の推進	短期	市 県	計画課 行政局産業建設課	特定建築物の耐震化の推進を図る。 耐震改修促進法第6条の1号建築物で耐震性が不十分な棟を半減させる。2号、3号建築物については、県とも連携して検討していく。

分野別施策 8 市有建築物等の耐震化の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
35 市有建築物(学校施設及び市営住宅以外)の耐震化	長期	市	各施設所管課 計画課	平成27年度末までに耐震化を図るとした市有建築物24棟の耐震化工事を実施する。
36 学校施設の耐震化	長期	市	教育総務課 計画課	昭和56年5月以前に建築した非木造建物がある市立の小・中学校のうち、耐震化が必要な学校施設(校舎、体育館)について、耐震化工事を平成27年度末までに実施する。
37 市営住宅の適切な維持・管理	長期	市	管理課 計画課	田辺市営住宅ストック総合活用計画に基づき、田辺市営住宅実施計画を策定し、市営住宅を「建て替え」「耐震改修」「維持改修」「民間住宅としての活用」に分類し、適切な維持・管理を図る。
38 庁舎内等のロッカー等の転倒防止対策	長期	市	各施設所管課 防災対策室	庁舎、学校等の市有施設内におけるロッカー等の設備に転倒防止器具等を取り付けるなどの対策を推進する。

分野別施策 9 公共土木施設の耐震化の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
39 ため池の震災対策調査	長期	市	農業振興課 行政局産業建設課	地震により下流の民家や避難路・指定避難施設等への被害が懸念される、ため池の実態調査を行う。 平成 20 年度末の調査率 0% (ため池全体数 353 箇所) を平成 27 年度末までに 100% とする。
40 地震対策上危険なため池の改修整備	長期	市	農業振興課 行政局産業建設課	地震対策上危険なため池を改修し、災害による被害の軽減を図る。 災害時において危険性が高いと判断されるため池については、機能廃止も含めて検討し整備する。

分野別施策 10 避難施設・避難路等の整備推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
41 災害時に避難路として機能する道路の整備	長期	市	土木課 行政局産業建設課	市道の整備に当たっては、避難路としての活用も考慮に入れて実施する。
42 市指定避難施設の適正配置の検討	短期	市	防災対策室 行政局総務課	現在市内に 192 施設ある指定避難施設について、津波、洪水、土砂災害等各種災害の種別や地域の規模等の実情を勘案し、さらなる適正配置を検討する。

分野別施策 11 緊急交通路等の整備推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
43 幹線市道を保全する砂防関係事業の推進	長期	市 県	土木課 行政局産業建設課	地震により発生するがけ崩れ、地滑り又は地震後のゆるんだ地盤への降雨により発生するがけ崩れ、土石流等により、幹線市道が通行不能とならないように、土砂災害の発生が予想される区間から、必要な砂防関係事業を県に要望する。
44 幹線市道の法面、橋梁等の耐震化	長期	市	土木課 行政局産業建設課	幹線市道の法面及び橋梁の耐震点検を行い、対策が必要な箇所については、優先度を考慮し計画的に耐震化を進める。 また、今後老朽化する橋梁の増大に対応するため、平成 24 年度までに長寿命化修繕計画を策定し、計画的な耐震化等を実施する。

分野別施策 12 ライフライン対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
45 浄水場、配水池等の耐震化実態調査及び田辺市水道施設耐震化計画の策定	短期	市	工務課 簡易水道課 計画課	市内の主要な水道施設について、耐震診断を実施するとともに、管路も含めて耐震性の強化が必要な施設・管路の把握を行い、平成22年度までに総合的な田辺市水道施設耐震化計画を策定する。
46 浄水場、配水池等の耐震化	長期	市	工務課 簡易水道課 計画課	水道部庁舎の耐震補強を実施するとともに、平成22年度までの策定を予定している田辺市水道施設耐震化計画に基づき、耐震化が必要と判断される施設・管路について耐震工事を実施する。 平成27年度末における耐震化の具体目標値=浄水場100%(H19年度0%)、配水池100%(H19年度19.8%)、基幹管路50%(H19年度23.6%)
47 ライフライン関係機関との連絡体制の強化	短期	市 防災関係機関	防災対策室	電気、ガス及び通信の各事業者の防災担当者との担当者会議を開催し、予防対策、応急対策及び復旧対策について平常時から意見交換を行うとともに、災害時における被害状況等の連絡体制を検討する。
48 携帯電話の不通話地域の解消	長期	その他 市	情報政策課	整備要望のある地区の携帯電話の不通話状態の解消を目指す。不感地区29箇所(平成20年度)のうち、平成27年度末までに7箇所減少させる。

分野別施策 13 孤立化対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
49 緊急ヘリポート用地の選定・確保	短期	市	防災対策室 行政局総務課	災害時に山間部集落等が孤立した際の救出・救護や物資搬送のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保する。
50 緊急物資等の搬送体制の検討	短期	市	防災対策室 行政局総務課	山間部孤立集落が発生した際の緊急物資等の搬送体制の検討を行う。
51 和歌山県孤立支援プログラムに基づく事業の実施検討	短期	市	防災対策室 行政局総務課	和歌山県が策定する(平成21年度中公表予定)孤立集落支援プログラムに基づく防災対策事業を実施検討する。
52 農山村の孤立化防止のための林道の整備	長期	市	山村林業課 行政局産業建設課	集落と集落、幹線道路と集落等を結ぶ林道を整備確保し、災害発生時の集落孤立化を防止する。 平成27年度までに林道開設3路線、林道改良3路線、林道舗装6路線の整備を目指す。

53 農山村の孤立化防止のための農道の整備	長期	市	農業振興課 行政局産業建設課	集落と集落、幹線道路と集落等を結ぶ農道を整備確保し、発生時の集落の孤立化を防止する。 農業生産基盤の向上と併せ、災害時の迂回ルートの確保という点も考慮しながら整備していく。
-----------------------	----	---	-------------------	---

分野別施策 14 指定文化財の耐震化の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
54 指定文化財の耐震化	長期	その他 市	文化振興課	指定文化財のうち、建造物や工作物について、必要に応じ耐震補強及び修復工事を実施し、文化財の適切な保全に努める。

分野別施策 15 緊急地震速報の活用の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
55 緊急地震速報の活用の推進	短期	市	防災対策室	テレビ・ラジオや防災行政無線を通じて住民に提供される緊急地震速報についての啓発を行うとともに、庁舎等における対応マニュアルを作成する。
56 公共施設や一般家庭での緊急地震速報発信システム設置の推進検討	中期	市 住民	防災対策室	費用対効果等を見極めながら、緊急地震速報発信システムの市公共施設への設置や一般家庭での設置についての支援を検討する。

施策の柱 5 防災意識の高揚

防災に関する啓発や広報活動を積極的に行うことにより、市民及び学校における防災意識の高揚を図ります。

分野別施策 16 市民の防災意識の啓発

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
57 市ホームページにおける防災情報の充実	短期	市	防災対策室 企画広報課 情報政策課	県の河川雨量情報や気象庁の防災情報等地域に即した防災情報の充実が容易に取得できるよう、市ホームページの充実を図る。
58 広報田辺への防災情報の掲載	短期	市	防災対策室 企画広報課	広報田辺に防災関連記事を掲載し、市民の防災意識の高揚に努める。

59	河川氾濫のおそれのある地域住民への啓発	短期	市	管理課 行政局産業建設課	河川氾濫のおそれがある地域住民への啓発を実施する。 洪水ハザードマップについては、平成 21 年度に市ホームページで公開する。
60	土砂災害情報の啓発	短期	市	土木課 防災対策室 行政局産業建設課 行政局総務課	土砂災害のおそれのある地域住民に対して土砂災害の前兆現象や避難などについての啓発を実施する。
61	心肺蘇生法等講習会の開催	短期	市	警防室	市民、事業所等を対象に心肺蘇生法等の救命講習を実施し、防災意識の高揚と救命率の向上を図る。 平成 23 年度までに市民の 20%の普通救命講習受講を目指す。
62	ハザードマップ・パンフレット等の配布による防災広報	短期	市	防災対策室 関係課室	防災訓練や防災学習会等の機会をとらえたハザードマップやパンフレットの積極的な配布等により、市民に防災に関する情報を提供する。
63	津波防災教育センターの活用	短期	市 自治組織 自主防災組織	防災対策室	自主防災組織等に、「稲むらの火の館・津波防災教育センター」(広川町)の周知を行い、施設の活用を促す。
64	家具等の転倒防止の啓発・金具等取付委託事業の実施	短期	市 住民	防災対策室 行政局総務課	家具転倒防止金具等取付事業制度の創設や家具転倒防止対策の必要性に関する啓発の強化を図る(県では平成 27 年度までに家具の固定率 51%を目標)。 高齢者・障害者等に対しては、金具等取付委託事業を実施することにより、家具の固定を推進し、平成 27 年度末までに市内 1,400 世帯への取り付けを目指す。

分野別施策 17 学校における防災教育の充実

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
65 学校における防災教育指針に基づく防災教育・防災対策の推進	短期	市	学校教育課	学校における防災教育の方向性、様々な場面を想定した安全確保の取り組み、災害発生時の教職員対応マニュアルなどを取りまとめた「学校における防災教育指針」に基づいた取組を各学校において積極的に実践する。

施策の柱 6 地域の防災体制づくりの推進

「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本として、自主防災組織の育成や企業への啓発防災の推進などを通して、地域防災力の向上を図ります。

分野別施策 18 地域防災力の強化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
66 自主防災組織による資機材整備の推進	短期	市 自主防災組織	防災対策室 行政局総務課	自主防災組織の充実及び育成を図るため、防災用資機材を購入する組織に対し、補助金の交付を行うとともに、資機材の必要性の周知を行う。
67 自主防災組織による防災活動に対する支援	短期	市 自主防災組織	防災対策室 行政局総務課	自主防災組織が自ら企画・実施する防災訓練や防災学習会、災害時の活動計画づくり等に対し、補助金の交付や資料の提供等による支援を行う。
68 自主防災組織の備蓄資機材管理に対する支援	短期	市 自主防災組織	防災対策室 行政局総務課	自主防災組織が備蓄している防災用資機材の適切な維持管理を支援するため、補助金による支援を行う。
69 田辺市自主防災会連絡委員会の運営	短期	市	防災対策室 行政局総務課	各自主防災組織から地域の防災リーダーとして推薦された委員による「田辺市自主防災会連絡委員会」会議を年1回以上開催し、情報交換等を行うことにより、各委員及び自主防災組織の防災意識及び知識の向上を図る。
70 市からのアプローチによる防災学習会の開催	短期	市 自主防災組織 自治組織 その他	防災対策室 行政局総務課	南海地震が発生した12月21日前後や防災週間を「防災強化週間」と位置付け、自主防災組織や企業等を対象とした防災学習会の開催を呼びかけ、実施する。
71 避難所運営訓練の実施	短期	市 自主防災組織	防災対策室 行政局総務課	自主防災組織等と協働して毎年3会場で避難所運営訓練を実施し、自助・共助・公助による防災協働社会の必要性を啓発する。
72 消防団員の確保	長期	市	消防総務課	地域防災力の要である消防団員への入団を推進し、各地区で必要となる団員数の充足を図る。 平成20年4月1日現在の充足率95.2%（条列定数1,050人、実員1,000人）を平成27年度末までに100%に引き上げる。

73	商店等との連携による地震防災対策の推進	中期	市 その他	防災対策室 商工振興課	災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、主食、副食、日用品及び住居資機材等について、関係業界と調達に関する協定の締結や協力商店の登録制度などを推進する。
74	田辺市版「自主防災組織の手引」の作成	短期	市 自主防災組織	防災対策室	自主防災組織の平時及び災害時の活動、市内の先進事例、防災の基礎知識をまとめた田辺市版「自主防災組織の手引」を作成し、各自主防災組織に配布することにより、自主防災組織の活動を支援する。 平成 22 年度中の作成を目指す。
75	自主防災組織の結成推進	短期	市 自主防災組織	防災対策室 行政局総務課	自主防災組織未結成の自治会等に対し、必要性や補助制度の啓発を行うことにより、結成を促す。 平成 20 年度末 87.5% (189/216 自治会等) の結成率を平成 27 年度までに 100% に引き上げることを目指す。

分野別施策 19 ボランティア活動の充実・強化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
76 防災ボランティア登録制度の検討	中期	市 社協	防災対策室 福祉課	大規模災害時に速やかに応急対策を実施するために、田辺市社会福祉協議会と連携して、あらかじめ防災ボランティアを募集・登録しておく制度を検討する。
77 田辺市社会福祉協議会との連携の推進	短期	市 社協	防災対策室 福祉課	大規模災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、田辺市社会福祉協議会と連携し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、活動拠点、資機材及び活動時の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備を推進する。
78 ボランティア受入マニュアルの作成	短期	市 社協	防災対策室 福祉課	大規模災害時にボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティアの受入・派遣等が迅速に行えるよう、田辺市社会福祉協議会と連携してボランティア受入マニュアルを作成する。

分野別施策 20 企業防災の推進

アクション項目	期間	主体	担当課室	アクションの概要及び目標
79 企業防災の推進	短期	市 その他	予防課 警防室 防災対策室	企業への防災に関する積極的な情報提供・意見交換を実施し、企業防災を推進する。

80	火薬類・高圧ガス製造事業所の地震防災対策の推進	短期	市 その他 防災関係機関	予防課	火薬類・高圧ガス製造施設への立入検査時等に、施設の維持管理、適正な取り扱い及び職員の保安教育について指導し、防災意識の向上に努める。 平成23年度中までに全施設(高圧ガス関係事業所79施設、火薬類関係事業所2施設)を対象に立入検査を実施し、指導を行う。 (平成22年度権限移譲される予定の法令であり、現在は県が事務を行っている。)
----	-------------------------	----	--------------------	-----	---

施策の柱 7 行政の防災体制の強化推進

災害対策本部・支部の機能強化を図るとともに、職員の訓練等を実施することにより、行政の初動体制の強化と災害対応能力の向上を図ります。

分野別施策 2.1 防災行政力の強化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
81 三市災害相互応援協定等による広域応援体制の連携強化	短期	市	防災対策室	相互応援協定を締結している奈良県橿原市、大阪府羽曳野市等との連携を強化する。
82 災害対策本部・支部の機能強化	短期	市	防災対策室 行政局総務課	災害対応における本部と支部(行政局)の役割分担を明確にし、防災組織の充実強化を図るとともに、市域における本部・支部間の応援体制の確立を図る。
83 田辺市防災対策アクションプログラムの策定と進行管理	短期	市	防災対策室	田辺市として取り組むべき防災対策や問題点の整理を行い、具体的に取り組むべき施策をまとめた行動計画である田辺市防災対策アクションプログラムを平成21年度中に策定する。 登載した各アクションについては、目標どおり実施されているか進行管理を行うとともに、進捗状況を市民に公表する。
84 災害に強い都市計画の立案及び推進	長期	市 国 県	計画課	田辺市都市計画マスタープランに基づき、震災を考慮に入れた都市計画行政の立案及び推進を行う。
85 計画的な土地利用対策の推進	長期	市	土地対策課	和歌山県土地利用計画に基づき、計画的な土地利用を推進していく。 また、地質データ等土地に関する詳細な調査結果を関係機関等に広く情報提供していく。

86	田辺市地域防災計画の修正	短期	市	防災対策室	田辺市地域防災計画を法改正や社会情勢の変化等に応じて、常に実情に沿ったものにするため、毎年見直しを行い、必要があるときは市防災会議に諮り、修正を行う。
----	--------------	----	---	-------	---

分野別施策 2.2 初動体制の強化と役割分担の明確化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
87 田辺市職員災害対応マニュアルの充実強化	短期	市	防災対策室	大規模災害の際に適切な応急体制を確立するため、職員災害対応マニュアルの充実強化を図るとともに、防災訓練等を通して明らかになった課題を基に、必要に応じ修正を行う。 また、関係職員による策定委員会（仮称）を立ち上げ、災害対策本部各般におけるより詳細なマニュアルの作成を検討する。
88 職員参集・配備訓練の実施	短期	市	防災対策室 行政局総務課	大地震（市内で震度5弱以上）が発生したという想定等により、職員の参集・配備訓練を実施し、職員が取るべき初動体制や参集時の問題点等の検証を行う。
89 田辺市災害対策本部・支部の被害情報収集、伝達のあり方の検討	短期	市	防災対策室 管理課 警防室 行政局総務課 関係課室	市災害対策本部を設置したときに、被害等の情報をどのような方法・ルート・体制で収集し、関係機関等に伝達するか、現行の体制及び運用を検証し、最も合理的な方法を検討する。
90 災害時における本庁・行政局参集職員の参集及び初動体制のあり方の検討	短期	市	防災対策室 行政局総務課	勤務時間外において、地震が発生したり警報等が発表されたりした場合の参集基準を必要に応じて見直し、職員の初動体制の確保が的確に図れるよう検討を行う。

分野別施策 2.3 情報収集・伝達体制の強化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
91 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令を行う判断方法等についての検討	短期	市	防災対策室 行政局総務課 土木課 管理課 水産課	避難準備情報・避難勧告・避難指示等の発令時期を逸しないよう、基準の数値化等を検討するなど、判断方法等の明確化を図る。
92 防災行政無線（同報系）の整備	長期	市	防災対策室 警防室 行政局総務課	防災行政無線（同報系）の更新を計画的に実施し、平成27年度末までに市内全域のデジタル化を完了する。

93	防災行政無線アンサーバック局による情報収集体制の確立	短期	市	防災対策室 行政局総務課	現在、アンサーバック局は田辺地区 38 局、中辺路地区に 11 局に整備しており、平成 21 年度には本宮地区に 35 局の整備を予定している。 災害時、避難所開設員等が確実に運用できるよう、アンサーバック局運用要領を作成するなどして情報収集体制の確立を図る。
94	防災行政無線その他非常通信設備の適切な維持管理	短期	市	防災対策室 行政局総務課	災害時に防災行政無線や衛星携帯電話等の非常通信システムが円滑に利用できるよう、適切な定期点検を実施するとともに、装置故障等の障害発生時には迅速に対応することにより、システムの機能が十分発揮できるよう、適切な維持管理を図る。
95	情報通信技術を活用した災害情報の収集伝達方法の整理検討	短期	市	防災対策室 情報政策課	全国瞬時警報システム（J - ALERT）、安否情報システム、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net：エムネット）等様々な情報通信技術を活用した災害情報の収集伝達手法等についての整理検討を行う。

分野別施策 24 職員の防災能力の向上

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
96 市職員に対する防災研修の実施	短期	市	総務課	市職員を対象とした防災研修を定期的実施することにより、職員の災害対応能力の向上を図る。
97 大学・教育機関との連携強化	短期	市	防災対策室 企画広報課	防災に関する最新の動向、技術や専門知識を習得するため、大学・教育機関との連携を図る。

基本目標 2 災害時に迅速・適切に対応する体制づくり

施策の柱 8 災害応急対策の整備推進

災害発生時の被害を軽減し、適切な対応を図るため、関係機関との連携の基、災害対応能力向上のための体制づくりや災害時要援護者対策に取り組みます。

分野別施策 25 救急・医療体制の確保

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
98 救急医療体制の確立	短期	市 国 県 防災関係機関	健康増進課 警防室	大規模災害時の救護所開設や拠点となる病院等の確保が円滑に行えるよう、マニュアル化を図るなど、救急医療体制の確立を図る。
99 田辺市医師会等との連携	短期	市 防災関係機関	健康増進課 警防室	田辺市医師会等の協力を得て、大災害時における負傷者の受け入れの可否、救護所の開設、トリアージの実施体制等についての体制整備を行う。
100 田辺西牟婁歯科医師会等との連携	短期	市 防災関係機関	健康増進課	田辺西牟婁歯科医師会等の協力を得て、避難所や救護所での歯科診療や歯科保健指導についての体制整備を行う。
101 田辺薬剤師会等との連携	短期	市 県 防災関係機関	健康増進課	田辺薬剤師会等の協力を得て、医療及び助産救助等実施のために必要な医薬品、衛生材料、医療器具の確保に努めるとともに、避難所等での服薬指導や薬剤の仕分け作業等を行うための薬剤師の派遣体制整備を行う。
102 災害対策用医薬品等の備蓄状況の再点検実施	中期	市 県 防災関係機関	健康増進課	大規模災害発生時における初動3日間の救護医療に必要な医薬品等の流通備蓄を図り、点検を実施する。
103 救急救命士の養成	長期	市	消防総務課	救急業務の更なる高度化を目指し、救急救命士の新規養成に加え、薬剤投与のための追加講習への派遣も着実に進める。 平成27年度末までに救急救命士46名(平成20年度現在42名)の配置を行う。
104 救急車両・資機材の整備	長期	市	消防総務課	救急車両・資機材の整備を進め、医療機関との連携の下、救急活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。平成27年度末までに高規格救急自動車9台の更新を図る。

分野別施策 26 広報体制の整備

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
105 災害時の広報体制の整備	短期	市	企画広報課 防災対策室	市民や報道機関に対する災害情報、支援情報、ライフライン施設復旧情報等の伝達がより迅速かつ的確に行えるよう、災害時における広報体制の整備を図るとともに、マニュアル化を図る。

分野別施策 27 消防力の強化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
106 新消防庁舎の建設	長期	市	消防総務課	田辺消防本部と田辺消防署北分署を統合した新消防庁舎を建設し、南海地震にも備えた消防防災拠点施設とする。
107 消防通信網の整備	長期	市	消防総務課	電波法改正（平成28年5月までに消防無線をアナログ方式からデジタル方式へ移行）に伴い、平成27年度末までに消防無線のデジタル化のための整備工事を完了する。
108 新通信指令システムの整備	長期	市	消防総務課	新消防庁舎建築に合わせ、多様化、高度化が進む通信網への対応、また消防指令管制業務の強化のため、新通信指令システムを導入する。
109 常備消防車両・資機材の整備	長期	市	消防総務課	常備消防に配備している消防用車両・消防用資機材を計画的に更新することで、消防力を維持向上させる。 更新計画（平成27年度末までに消防車両27台）に沿った更新を進める。
110 消防団車両・資機材の整備	長期	市	消防総務課	地域防災力の要である消防団に配備している消防用車両・消防用資機材を計画的に更新することで、消防力を維持向上させる。更新計画（平成27年度末までに消防車両25台、小型動力ポンプ1台）に沿った更新を進める。
111 消防水利の充足	長期	市	消防総務課	消防水利の基準、地理的条件等を考慮して、防火水槽や消火栓を整備し、災害時の被害の軽減を図る。 現在86.5%の充足率を毎年度防火水槽3基、消火栓15基を設置することにより、平成27年度末までに90%とする。

112	消防職員及び消防団員の教育訓練	長期	市	消防総務課	消防大学校、県消防学校等の教育機関へ消防職団員を派遣し、技能の向上を図る。平成27年度末までに消防職員(消防大学校14名、県消防学校56名)及び消防団員(県消防学校42名)の派遣を目指す。
-----	-----------------	----	---	-------	--

分野別施策 28 災害時要援護者支援対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
113 災害時要援護者支援班の設置	短期	市 社協 民生委員 児童委員	福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課 防災対策室	平成21年度中に庁内横断的な組織として、災害時要援護者支援班を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施する。
114 田辺市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の策定	短期	市	防災対策室 福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課	避難支援対象者特定のお考え、支援に係る自助・共助・公助の役割分担の内容、支援体制(各部局、関係機関の役割分担)などについて記述した、田辺市災害時要援護者支援プラン(全体計画)を平成21年度中に策定する。
115 田辺市災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の策定	短期	市 社協 民生委員 児童委員	福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課 自治振興課 防災対策室	田辺市災害時要援護者支援プラン(全体計画)に基づき、要援護者一人ひとりに対しての支援方法などをまとめた個別計画(名簿・台帳)を平成22年度までに策定する。
116 障害者・高齢者等への防災情報伝達のあり方の検討	中期	市	福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課 防災対策室	田辺市災害時要援護者支援プラン等に基づき、障害者・高齢者等の防災情報伝達のあり方について検討を行う。
117 災害時要援護者の把握と発生時の迅速な避難誘導の実施	中期	市 社協	福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課 防災対策室	田辺市災害時要援護者支援プラン等に基づき、災害時要援護者の把握と災害発生時における災害情報の提供、伝達を速やかに行うとともに迅速な避難誘導が実施できる体制の検討を行う。
118 災害時要援護者の指定避難施設・社会福祉施設等への受入体制の整備(福祉避難所の整備)	中期	市	福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課 防災対策室	障害特性に応じた避難施設の受入体制の整備と要援護者が被災した際の社会福祉施設等への緊急入所体制等(福祉避難所)の整備を行う。

119	災害時要援護者への対応を念頭に置いた防災訓練の実施	短期	市 社協	防災対策室 福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課	田辺市災害時要援護者支援プラン等に基づき、災害時要援護者の避難誘導を念頭に訓練を行い、災害時に円滑に避難できるよう避難誘導體制の強化を図る。
120	災害時要援護者向けの備蓄品確保の推進	長期	市	防災対策室 福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室 健康増進課	おむつや粉ミルク等、災害時要援護者に配慮した品目の検討を行うとともに、備蓄を推進する。備蓄については流通備蓄を基本とする。

分野別施策 29 緊急輸送道路等の確保

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
121 代替緊急輸送道路決定・早期の道路啓開体制の確立	長期	市	土木課 行政局産業建設課	災害時に発生した道路上の障害物、崩土、電柱、建築物等の倒壊物等により緊急輸送道路が寸断した場合、被害程度に応じて代替路の決定及び早期の道路啓開作業が迅速に行えるよう、あらかじめさまざまなケースを想定しておくとともに体制整備を検討しておく。

施策の柱 9 被災後の生活支援体制の充実

救急・医療体制の整備、食料・生活必需品の備蓄、災害時の避難所運営や様々な応急対応体制の整備を図ることにより、被災者に対する生活支援の充実を図ります。

分野別施策 30 避難所運営体制の整備

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
122 田辺市避難所運営マニュアルの充実強化	短期	市	防災対策室 福祉課	避難所の運営方法についてまとめた田辺市避難所運営マニュアルを災害時要援護者にも配慮した修正を行う。また、より実効性の高いものにするため、避難所運営訓練等を通じて出された課題等を基に毎年見直しを行い、必要があれば修正を行う。

分野別施策 31 情報発信体制の整備

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
123 災害時の情報発信用サイトの構築	短期	市	防災対策室 情報政策課 企画広報課 福祉課	大規模災害発生時に、災害情報や必要とする救援物資、ボランティア等についての情報発信や提供を求めるためのホームページを速やかに立ち上げられるよう、あらかじめサイトを構築しておく。

分野別施策 3 2 飲料水等の確保体制の整備

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
124 災害時における井戸水源の活用	中期	市	環境課	市内の井戸に対し、所有者の承諾を得て災害時に生活用水として活用できるシステムを構築する。
125 災害用自動販売機の導入推進	中期	市	防災対策室 行政局総務課	指定避難施設等に、災害時に電気網が遮断されても清涼飲料水が取り出せる災害用自動販売機(緊急時飲料提供ベンダー)の導入を推進する。
126 応急給水施設の整備	長期	市	工務課 簡易水道課 防災対策室	災害時における給水の効率化を図るため、応急給水所となる指定避難施設等への防災用仮設水槽(風船式水槽)の整備等を検討する。

分野別施策 3 3 緊急物資確保体制の整備

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
127 大規模災害に備えた備蓄の推進及び備蓄計画の作成	短期	市	防災対策室	大規模地震災害時等に備え、備蓄の推進を図るとともに、品目、備蓄量、備蓄場所、備蓄手法、流通備蓄の方針等に関する備蓄計画をあらかじめ定めておく。
128 市民の備蓄推進	短期	住民	防災対策室 行政局総務課	市民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもと、大規模災害による流通機能等の停止を考慮して、最低3日分程度の食料の備えの推進を図る。
129 民間輸送業者等との連携強化	短期	市	防災対策室 行政局総務課	災害時における輸送及び物資の供給手段を確保するため、民間輸送業者等との協定の推進を図る。

分野別施策 3 4 し尿、ごみ、がれき処理対策の強化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
130 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の検討	中期	市	環境課 廃棄物処理課 計画課	大規模災害発生後におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理方法をあらかじめ定めておく。

131	仮設トイレの確保 調達体制の整備	中期	市	環境課	大規模災害時における仮設トイレの確保調達体制を整備しておく。
132	災害時における家 庭ごみ処理の検討	中期	市	廃棄物処理課	大規模災害発生後における家庭ごみの処理を迅速、 的確に行うため、処理方法をあらかじめ定めた収集 運搬計画を作成する。
133	がれき、残骸物等処 理の検討	中期	市	廃棄物処理課	地震発生後のがれき、残骸等の処理を迅速・的確に 行うため、想定されるがれき、残骸等の処理方法を あらかじめ定めておく。
134	がれき仮置場の整 備推進	中期	市	廃棄物処理課	災害時には、短期間に大量のがれき等が発生するこ とが予想されるため、平常時からがれき仮置場候補 地のリスト化及び利用調整を行い、震災後のがれき 仮置場指定の迅速化を図る。 発生する廃棄物量を推測し、仮置きするための場所 及び必要な面積を確保する。

分野別施策 3 5 衛生、防疫、遺体処理活動体制の強化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
135 防疫活動体制の整 備	短期	市	環境課 健康増進課	被災地域等において、防疫活動が迅速、的確に実施 できるよう、必要な活動体制や資機材等の整備を図 る。
136 保健予防対策の充 実	中期	市	健康増進課	避難施設や被災地域等において、慢性疾患患者に対 する処置の実施や高齢者・乳幼児等の保健予防対策 の充実を図るための体制づくりを行う。
137 田辺市遺体処理計 画の作成	短期	市	環境課 防災対策室	平成 22 年度までに田辺市遺体処理計画を作成す る。
138 田辺市火葬処理計 画の作成	短期	市	環境課 防災対策室	平成 22 年度までに田辺市火葬処理計画を作成す る。

分野別施策36 被災者の健康支援体制の整備

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
139 被災児童等のメンタルケア等の体制整備	短期	市 防災関係機関 その他	子育て推進課	関係機関等の協力を得て、被災児童のPTSD等の精神面へのケア体制の充実を図る。
140 災害時地域精神保健活動の体制整備	短期	市	障害福祉室	災害時地域精神保健医療活動ガイドライン等を参考としながら、災害時における地域精神保健活動を検討し、田辺市避難所運営マニュアルへの規定や市民相談窓口の体制を確立する。

分野別施策37 被災者の相談体制の整備

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
141 市民総合相談窓口開設の設置体制の確立	短期	市	自治振興課 関係課室	大規模災害時に市民総合相談窓口の開設ができるよう、体制やマニュアル等の整備を図る。

分野別施策38 応急住宅対策の強化

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
142 応急住宅建設候補地の選定調査	長期	市	計画課 各施設所管課	大規模災害時の応急住宅建設候補地の選定調査を実施する。

基本目標 3 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり

施策の柱 10 復旧・復興を円滑に進めるための体制づくり

被災後の迅速な復旧体制の構築を図るとともに、被災者及び被災事業者の迅速な再建と災害に強いまちづくりの復興を図れる体制づくりを行います。

分野別施策 39 被災者の救援・生活支援対策の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
143 義援金の配分方法等の検討	短期	市	福祉課 防災対策室	市への義援金の募集、被災者への配分方法等について検討するとともに、マニュアル作成を行う。
144 被災者の救援・生活支援対策の推進	短期	市	福祉課	市民に対する様々な生活再建支援制度（弔慰金、見舞金、援護資金）の周知・対応体制の構築を図る。

分野別施策 40 事業継続のための取組の推進

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
145 民間事業者等における事業継続に係る公的融資制度周知等のための体制整備	短期	市	商工振興課	大規模災害発生時における民間事業者等の事業継続を確実にするため、公的融資制度の周知やあっせんのための体制整備を図る。

分野別施策 41 災害復興計画の策定

アクション項目	期間	実施主体	担当課室	アクションの概要及び目標
146 災害復興計画の策定	短期	市	企画広報課 防災対策室 関係課室	被災後の復興、被災地域のまちづくりを迅速に行うために、災害復興検討委員会（仮称）を設置し、被災後速やかな災害復興計画の策定ができるよう体制の整備を行うとともに、平成22年度中に田辺市災害復興計画を策定する。

第4 用語解説

【あ行】

安否情報システム

もともとは国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、市区町村長及び都道府県知事は安否情報の収集、整理及び総務大臣への報告と、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報の照会に対する回答等を効率的に行うためのシステムであるが、自然災害への活用も期待されている。

【か行】

学校における防災教育指針

和歌山県教育委員会が策定した、地震・津波等の災害発生に備えた学校における防災教育指針。

活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層。

急傾斜地崩壊危険区域（箇所）

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼす恐れのあるものについて、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき定められる区域または箇所。この指定により、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、立木竹の伐採、工作物の設置について制限を受ける。

緊急情報ネットワークシステム（Em-Net：エムネット）

行政用専用回線を活用して、官邸と都道府県・市町村間で必要な情報を送受するシステム。

メールと異なり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に情報を伝達することができる。

緊急地震速報

気象庁が、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報。

一般向けには、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名が発表される。

【さ行】

災害時地域精神保健医療活動ガイドライン

平成 13 年度厚生科学特別研究事業でまとめられた、災害時地域精神保健医療活動に従事する医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、その他の専門職、行政職員向けのガイドライン。

厚生労働省ではこれを受け、平成 15 年 1 月 17 日付で各都道府県・指定都市に対して、ガイドラインを業務参考資料として配布するとともに地域精神保健医療活動のさらなる充実を図るように要請している。

災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

災害復興計画

大規模災害が発生した際、被災者の生活再建や地域の復興を可能な限り円滑かつ計画的に行うため、あらかじめ復興の基本方向を定めておく計画のこと。

暫定的津波避難ビル

津波避難施設が確保されるまでの暫定処置として、又は、万一逃げ遅れた住民が緊急的に退避する場所として、地域（自主防災組織等）で設定するビル等の施設。

津波による死者ゼロを目指し和歌山県が策定した、津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム（平成 20 年 4 月）に示されている。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が協力して防災活動を行う任意の防災組織。

災害対策基本法第 5 条第 2 項において規定されている。

地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき定められる区域又は箇所。この指定により、水の浸透を助長する行為、のり切、切土、工作物の設置について制限を受ける。

全国瞬時警報システム（J - ALERT）

津波警報・注意報、緊急地震速報、武力攻撃事態等情報など、対処に時間的余裕のな

い緊急情報を通信衛星から受信し、防災行政無線を自動起動させることにより、瞬時に警報音と音声による放送を行うシステム。

地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を国民や防災を担当する機関に伝え、政府として一元的に推進するために作られた府の特別の機関。

行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成されている。

【た行】

津波避難困難地域

東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波の到達時間までに、安全な場所に避難することが困難な地域として、田辺市が抽出し、平成19年6月に和歌山県が公開。

田辺市では江川、文里、名喜里、跡之浦、内之浦の5地区が対象となっている。

田辺市きのくに木造住宅耐震改修補助金交付事業

田辺市木造住宅耐震診断の総合評点が0.7未満の建物を改修するために、市民が実施する耐震改修工事及び改修設計費に対して市が補助を行う事業。

一般型補強と避難重視型補強がある。

田辺市営住宅ストック総合活用計画

市営住宅の現在の状況や今後の役割などについて検討し、建て替え、耐震改修及び維持改修などの適切な整備の手法を選択することにより、市営住宅の適切な維持管理を図ることを目的として策定している計画。

田辺市災害時要援護者避難支援プラン

田辺市地域防災計画に位置付けられた、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにした計画のこと。

要援護者支援に係る考え方、自助・共助・公助の役割分担、支援体制等について定めた「全体計画」と、要援護者毎の具体的な避難支援策について定めた「個別計画」で構成される。

田辺市耐震改修促進計画

和歌山県耐震改修促進計画を受けて、田辺市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年3月に策定した計画。

- ・ 平成17年度末における耐震性が不十分な住宅を、平成27年度末までに半分以下にする。
 - ・ 一定規模以上の民間の特定建築物の目標は、平成17年度末の耐震性が不十分な特定建築物32棟について、平成27年度末までに半減させる。
 - ・ 学校施設で耐震化を図る必要のある小・中学校施設41棟（校舎、体育館）を平成27年度末までに耐震化を図る。
 - ・ 学校施設以外で耐震化を図る必要のある40棟のうち、24棟を平成27年度末までに耐震化する。
- ことなどを目標としている。

田辺市地域防災計画

地域防災計画とは、災害対策基本法の規定に基づき、都道府県又は市町村防災会議が策定する計画。

災害予防、災害応急対策、災害復旧などに関し、自治体及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とした計画。

田辺市地域防災計画は平成18年3月に策定され、平成20年3月、平成21年2月に修正が行われている。

田辺市都市計画マスタープラン

都市の将来像、都市生活・経済活動等を支える都市整備の方針等、田辺市の概ね20年後の都市計画の基本的な指針として策定を行う計画。

田辺市木造住宅耐震診断

和歌山県の認定を受けた木造住宅耐震診断士が、市民の住宅を地盤と基礎は外観、建物の柱、壁、形、配置等は図面、床、屋根は外観、その他聞き取り調査等で木造住宅の耐震度を無料で診断し、総合評点により判定を行う事業。

昭和56年5月31日以前に着工された、専用住宅・併用住宅・民間の建物で、2階以下の延べ面積200m²以下、木造軸組工法であること等の要件がある。

中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つ。

内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っている。

津波避難ビル

津波から一時的な避難のための施設として利用する、堅固な中・高層建物・人工構造

物による高台をいう。

平成 17 年 6 月に内閣府が示した「津波避難ビル等に係るガイドライン」において、満たすべき構造的要件、位置的要件や利用・運営に係る留意点等が示されている。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）によって、都道府県知事が定める区域。

土砂災害警戒区域は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害防止法

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」。

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策推進等について定められている。

土石流危険渓流（区域）

土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流について、「国土交通省土石流危険渓流調査要領」に基づき定められる渓流または区域。

特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物。

【は行】

ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なと

ころを地図上に示したものの。地震ハザードマップ、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成される。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現している。

避難準備情報・避難勧告・避難指示

気象予警報等により災害の発生が予想されるときや、災害が発生し、人的被害が発生するおそれがある場合、状況に応じて発令する情報、勧告又は指示。

福祉避難所

災害発生時等に、通常の指定避難施設では生活が困難な高齢者、障害者等の災害時要援護者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる体制が整備された避難所のこと。

防災行政無線アンサーバック局

防災行政無線（同報系）の屋外子局のうち、放送を受信するだけでなく、本庁及び消防本部等と連絡をとり合うことができる双方向通信機能を持たせた子局のこと。

【ま行】

無料耐震補強設計審査

耐震診断を受けた結果、住宅の所有者が依頼した補強設計について、補強方法や費用等についての審査や効果等についての助言を無料で受けられる制度。

【わ行】

和歌山県地震被害想定調査報告書

県内に大きな影響を及ぼす可能性のある「東海・東南海・南海地震（同時発生）」、「和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震」、「田辺市付近直下を震源とする地震」の3つの地震を想定し、これらの地震が発生した際に予想される物的被害や人的被害、また社会活動に関わる影響を予測した調査報告書。

地震が発生した際の「災害像」を確立し、今後の防災対策を検討していくための基礎資料とすることを目的として和歌山県が平成18年3月に公表した。

和歌山県土地利用基本計画

和歌山県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を更に推進するため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画を基本として和歌山県が作成した計画。